

「既存配置」発「新配置」行き最終便発車は平成27年度

発行：日本置き薬協会 事務局

昨今、配置業界で騒がれていることが有る。既に登録販売者試験に合格しながらも新配置に移行せずにいる既存配置業者が27年度内に新配置許可を受けずにそのままと、既存配置の許可更新もされずに廃業の憂き目に会うとの噂話。例えとして、「新配置」行き切符を折角持ちながら船を見送れば、「既存配置」島が無くなり大変だ、と言われれば穏やかではない。既存配置が未だに、8割を占める業界にあつては、それなりに話題となった。

これは、業界ではよく知られたアジテーターの作り話として一笑にふされたものの、27年度内に既存配置から新配置への移行をしないと、それ以後は出来なくなる。(ただし、業界用語の「一人帳主」と謂われる個人業者で、試験合格後も既存配置を継続されている場合は検討中)既存の従事者がいくら実務経験を積んでも、新法の、新配置の管理者不在下でのそれは、実務経験とは見なされないからである。つまり、ずっと既存配置のままとなる。

今回の登録販売者試験の従事経験の制度変更をきっかけとして、一部の配置業界の新配置業者の割合が多少増えるであろう。しかし、今般の薬事法改正において、配置販売業の「区域管理者」要件は、それに沿うには相当な難しさがあり、これが新配置移行への足枷となっている。

区域管理者の指定(新法第31条の2及び新施行規則149条の2関係)

配置販売業者は、その区域を、自ら管理し、又は当該区域内において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならないこととしているところであるが、区域管理者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ次のア又はイに定める者であつて、その区域において医薬品の販売、授与に関する業務に従事するものでなければならないこと。

ア 第1類医薬品を販売、授与する区域 薬剤師

イ 第2類医薬品を販売、授与する区域 薬剤師又は登録販売者

今後この一年以内(27年度内の経過措置期間)にどの程度の既存業者がその存続の道を選ぶかだが、それが配置販売業者の意思表示となろう。業務実態と法遵守の整合性についての最大公約数的意見である。

当協会は既存配置の存続を掲げ、附則12条の資質向上努力義務を遵守するため、置き薬医薬品販売士講習を第三者機関の日本薬業研修センターのご協力のもと7年間に亘り続けている。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

